

高槻市入札参加資格 登録業種変更届提出要領
(建設工事)

既に高槻市の入札参加資格を得ている方で、登録業種の変更を希望する方は、下記要領により登録業種変更届を提出してください。

記

1 変更日 令和6年4月1日

2 申請方法 郵送のみとします。持参による受付は行いません。

- ・配達が確認できる「簡易書留」、「書留」または「レターパックプラス」の郵便で送付してください。
- ・郵送用封筒の表に「登録業種変更届（建設工事）」と記入してください。

【郵送先】〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

高槻市役所 総務部 契約検査課 工事契約チーム

3 受付期間 令和6年1月15日(月)～令和6年1月26日(金・消印有効)

4 提出書類 「提出書類一覧」に記載の書類一式

- ・証明書類は、登録業種変更届及び委任状を除き、鮮明なコピーをもって代用することができます。

5 申請業種

- ・市内業者(注1)及び準市内業者(注2)は希望順に2業種まで
(1業種のみの申請でも可)

・市外業者は1業種のみ

- ・申請する業種については、建設業の許可及び経営事項審査結果の総合評定値(P点)の通知を受けていることが必要です。

* 注1 「市内業者」とは、高槻市内に本店を置く者のことです。

* 注2 「準市内業者」とは、過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市内に営業所等を有する者のことです。

6 申請後の手続

- ・各業者に対して個別に通知しませんので、登録業種変更完了の確認は、「令和6年度登録業種変更業者名簿」(本市ホームページで3月下旬に公表予定)にて行ってください。
- ・申請後、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

高槻市 総務部 契約検査課 工事契約チーム

電話番号 072-674-7502

アドレス <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>